

■ 国保連合会業務関連事項について

I. 過誤調整処理について

1. 基本的な考え方

国保連合会で支払決定したサービス事業所に対する支払確定額について、請求誤り（洩れや一部変更等）が生じた場合は、サービス事業所からの過誤調整として過誤申立依頼書を市町村に提出します。市町村は、事業所から提出のあった申立情報を国保連合会に送信し、国保連合会で調整処理を行います。

2. 過誤の発生するもの

- (1) 請求実績の取下げ等によるもの
 - ・ サービス事業所等から請求誤り
 - ・ サービス提供実績記録票の誤り
 - ・ 利用者負担上限額管理結果票の誤り
- (2) 市町村過誤
 - ・ 市町村がサービス事業所等からの請求が誤っていると判断したもの

3. 過誤申立依頼書提出について

- (1) 過誤申立依頼書は市町村へ提出してください。毎月月末が締切です。
- (2) 過誤申立依頼書を提出した翌月に、正しい請求明細書とサービス提供実績記録票を10日までに提出します。

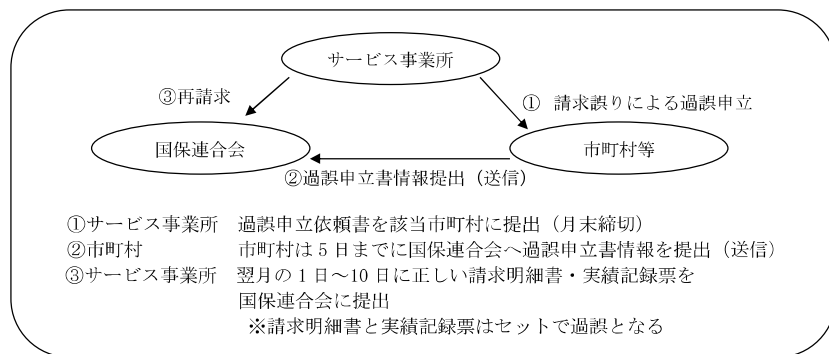
※過誤申立依頼書・記載例については本会ホームページに掲載

・ ホームページアドレス：<https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/index.html>

4. 過誤調整の流れ

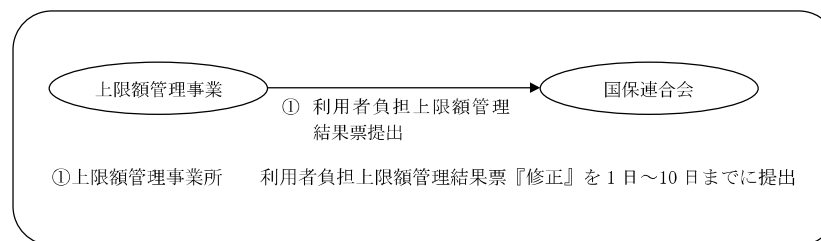
◎ 請求明細書の請求誤りや請求洩れは、以下の処理方法が原則となります。

(1) 請求明細書・サービス提供実績記録票に誤りがあった場合

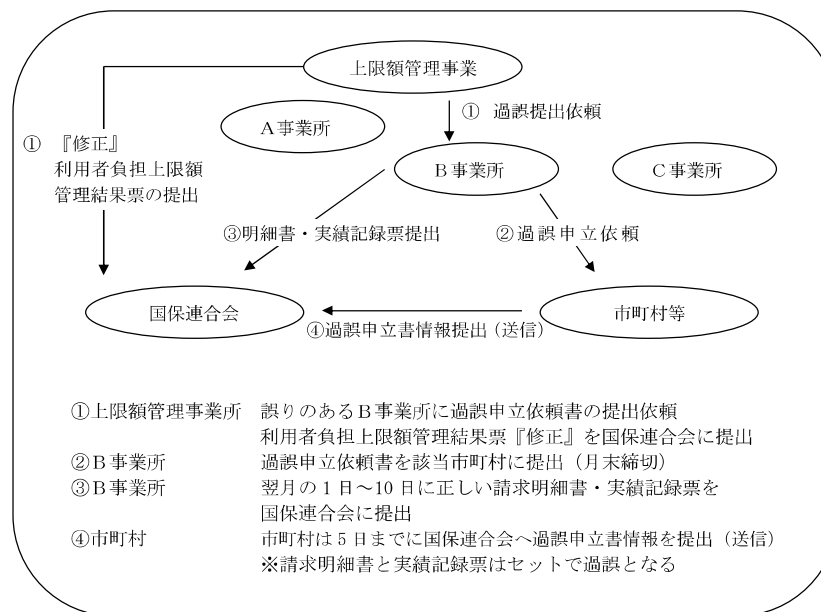


(2) 利用者負担上限額管理結果票に誤りがあった場合

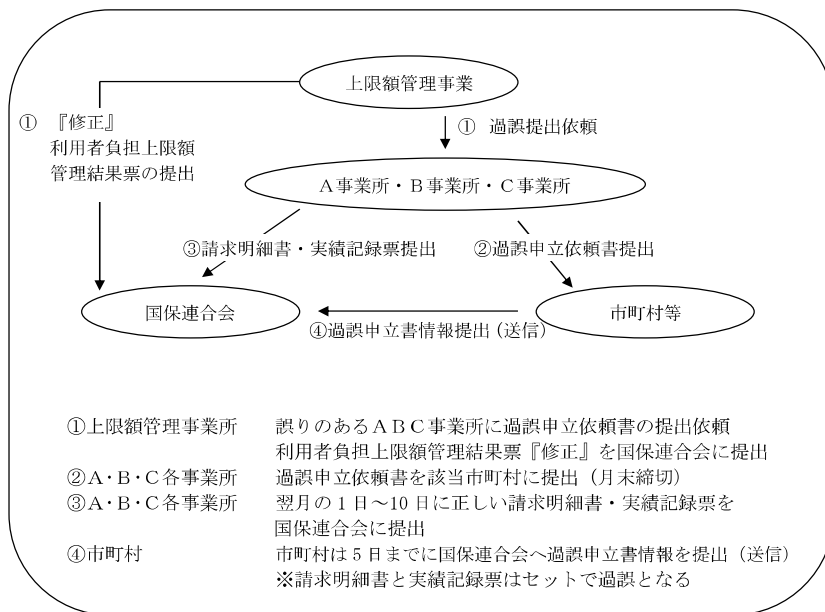
- 利用者負担上限額管理結果票のみ修正を行う場合
 （請求明細書・実績記録票に記載されている金額に修正がない場合）



- 利用者負担上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合
 （利用者負担上限額管理結果に誤りがあり、B事業所の請求明細書に変更が生じる場合）



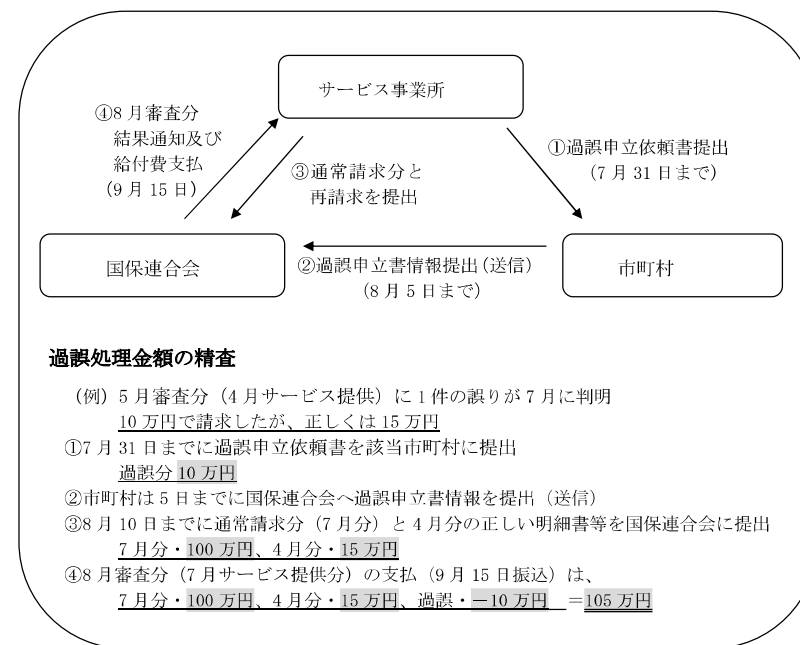
- 利用者負担上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合
(利用者負担上限額管理結果に誤りがあったため、全事業所の請求明細書に変更が生じる場合)



5. 過誤処理金額の精査方法等について

「当月支払決定金額」から「過誤申立決定金額」を差し引き、支払処理を行います。

- (例) 5月審査分(4月サービス提供)の請求誤りが7月に判明した場合
- 事業所** 7月31日までに該当市町村に過誤申立依頼書を提出します。
8月1日～8月10日に4月サービス提供分の正しい請求明細書等を作成し、国保連合会に請求します。
- 市町村** 8月5日までに事業所から提出のあった過誤申立情報を国保連合会に提出します。
- 連合会** 8月審査で過誤と請求を相殺し、支払処理を行います。



6. 過誤申立依頼書提出時の注意点

障害福祉サービス費等の過誤処理は、同月での再請求を必ず行ってください。また、過誤申立金額が多額となる場合は、当月請求金額を上回らないよう調整のうえ、過誤申立依頼書を市町村へ提出してください。

重要！

◎過誤申立金額が当月請求金額を上回る場合、連合会に対し、支払いが生じます。

過誤調整額が当月請求金額より多い場合、未調整額(支払不足分)が生じるため、翌月10日までに、連合会指定の銀行口座に不足分金額を直接振込していただきます。
過誤金額が多く、当月請求額を上回る場合は、複数回に分けて調整するなど、未調整額が生じない様、事業所にて調整していただきますようお願いします。

II. 電子証明書について

インターネット請求に係る電子証明書の有効期間は3年間となっています。そのため、証明書の有効期間終了日より90日前に証明書の更新を促すお知らせが通知されます。
この通知を受信されましたら、速やかに電子証明書の更新申請をお願いします。

<電子証明書発行手数料>

No	証明書利用区分	有効期間	発行手数料※	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。
2	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、介護保険及び障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。

※発行手数料については、電子証明書発行にかかる手数料であることから、有効期間の途中で証明書が不要となった場合等、従来どおり、返金は行いません。

III. 返戻について

提出された請求明細書等に不備があった場合、「返戻等一覧表」でお知らせします。「返戻等一覧表」からエラー内容を確認し、翌月に正しい請求明細書等を再提出することになります。

①受給者の受給資格に関する返戻については、証の確認を行い、請求した情報に誤りがない場合は該当の市町村に資格の確認を行ってください。

②「S」又は「T」から始まるエラーコードで返戻理由が不明な場合

- ・障害児入所給付以外については各市町村に照会ください。
- ・障害児入所給付については京都府（障害者支援課 075-414-4634）に照会ください。

主なエラーと対処方法

エラーコード	内 容	対 処 方 法
E D 0 1	該当の請求情報は既に支払確定済です。	今月又はそれ以前に、同様様式の提出があります。内容が同じであれば、再請求の必要はありません。
E G 1 3	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。	受給者証のサービス種別と、 <u>明細情報および契約情報</u> に入力したサービスコードが一致しているかを確認してください。

エラーコード	内 容	対 処 方 法
E G 1 2	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません。	受給者証の負担上限の適用期間を確認してください。
E G 0 5	請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限月額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません。	受給者証の「利用者負担上限額管理事業所名」に対応する <u>事業所番号</u> が、明細情報内の利用者負担上限額管理事業所の「指定事業所」欄に入力されているかを確認してください。
E G 1 7	上限額管理対象外の受給者です。	明細情報内の、利用者負担上限額管理事業所情報に値が入っています。受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無を確認してください。
E J 1 6	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	以下のことを確認してください。 <u>上限管理事業所の場合</u> (1) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①と等しいこと。 (2) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値と等しいこと。 (3) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値が等しいこと。 < A型減免・事業者減免額が設定されている場合 > (4) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)とA型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。 (5) 管理結果が「3」かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額と等しいこと。 <u>上限額管理事業所以外の場合</u> (6) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が0円、または未設定であること。

エラー コード	内 容	対 処 方 法
E J 1 6	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	(7) 管理結果が「2」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値が等しいこと。 (8) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額が上限月額調整(①②の内少ない数)の値以下であること。 < A型減免・事業者減免額が設定されている場合 > (9) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。 (10) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額がA型減免・減免後利用者負担額以下であること。

IV. よくある問い合わせについて

【新規事業所関係について】

Q 1. 国保連合会への届出はどうすればよいか。

A 1. 行政機関より国保連合会へ新規事業所の情報が届き次第、必要書類を送付しますので、お手続きください。なお、送付は指定を受けられた翌月の月初めとなります。

【届出関係について】

Q 2. 『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の届出内容に変更があった。

A 2. 請求者、口座情報、口座名義人に変更があった場合は、『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の該当箇所を二重線で消し込み、赤字で変更内容を記入したうえで、毎月20日必着にて国保連合会に送付してください。変更内容については翌月より適用されます。なお、上記以外の変更の場合は、指定を受けられた行政機関に届け出てください。

【請求関係について】

Q 3. 各種マニュアルがどこにあるか分からない。

A 3. 電子請求受付システムにログイン後、トップページ上部に表示されている『マニュアル』よりダウンロードできます。

Q 4. 電子請求受付システムにログインできなくなった／パスワードを紛失した。

A 4. パスワードに入力誤り（アルファベットの大文字・小文字等）がないかを再度ご確認ください。パスワードを紛失された場合は再発行処理を行いますので、返信用封筒を同封のうえ「発行願」を提出してください。なお、「発行願」の様式については本会ホームページよりダウンロードいただけます。
(ホームページアドレス：<https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/05.html>)

Q 5. 証明書発行用パスワードを紛失した。

A 5. 証明書発行用パスワードを紛失された場合は、電子請求受付システムより再発行してください。なお、この手続きを行った場合、現在使用している証明書の有効期間の残日数に関わらず、新たに証明書を発行申請していただくことになり費用が発生しますのでご注意ください。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）をご確認ください。

Q 6. 請求データの作成方法が分からない。

A 6. 請求データの作成方法及びソフトの操作方法については、電子請求受付システムより電子請求受付システム操作マニュアル（簡易入力編）をダウンロードしてご確認ください。

Q 7. 間違った請求データを送信したので取り消したい。

A 7. 毎月1～10日の受付期間であれば、事業所側にて電子請求受付システムより取り消しが可能です。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）をご確認ください。

審査内容の拡充に係る新規エラーコード一覧 (令和2年5月審査対応)

令和2年3月17日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

審査内容の拡充に係る新規エラーコード一覧

(1) 審査内容の拡充に係る新規エラーコード一覧

○ 令和2年5月審査より追加となるエラーコードの一覧を以下に示す。

なお、警告からエラーへの移行(第三段階の実施)にてエラー移行を予定している新規エラーコードについては、別添資料1を参照。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	PQ91	▲支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています
2	PQ96	▲支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」を超えています
3	PR12	※支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数を超えています
4	PW56	※受付:実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値を超えています
5	PW57	※受付:実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値未満です
6	PW60	※受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値未満です

「警告」から「エラー(返戻)」へ移行するエラーコード
一覧(令和2年11月審査対応)

令和2年3月17日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

警告からエラー(返戻)への移行について

(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー(返戻)」に移行する。
なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、平成30年度においては、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年11月審査分(10月サービス提供分)より、「エラー(返戻)」に移行する対応を実施した(第一段階の実施)。
- 令和元年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等について、令和元年11月審査分(10月サービス提供分)より、「エラー(返戻)」に移行する対応を実施した(第二段階の実施)。
- 令和2年度においては、第一段階及び第二段階でのエラー移行を見送ったもの(請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等)について、チェックの見直し等を行った上で、令和2年11月審査分(10月サービス提供分)より、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を行う予定(第三段階)。
また、令和2年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。



警告からエラー(返戻)への移行について

(2) 第三段階(令和2年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

- 第三段階(令和2年11月予定)の移行対象エラーコード(案)を以下に示す。
メッセージ欄には、「★」を付与した令和2年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EE26	★受付: 当該サービスの報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません
2	EG50	★資格: 受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
3	EG61	★資格: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
4	EJ29	★受付: 日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
5	EL14	★受付: 請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています
6	EL15	★受付: 請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています
7	PA41	★資格: 受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です
8	PB14	★受付: 事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
9	PB15	★受付: 事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
10	PB21	★受付: 事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
11	PB23	★受付: 事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
12	PB37	★受付: 事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
13	PB38	★受付: 事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません
14	PC06	★受付: 事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
15	PC13	★受付: 事業所台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
16	PC18	★受付: 事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
17	PC19	★受付: 事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
20	EQ41	★受付:就労定着実績体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EQ42	★受付:職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EQ50	★受付:看護職員加配加算(重症心身障害児)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EQ51	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	PC16	★受付:事業所台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
25	PC24	★受付:事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません
26	PK30	★受付:障害児施設台帳の「指定管理者制度適用区分」が「該当」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
27	PK31	★受付:障害児施設台帳の「送迎加算(重度)の有無」が「無し」のため、送迎加算(重症心身障害児)は算定できません
28	PQ84	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
29	PQ85	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計を超えています
30	PQ86	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票の算定回数の合計を超えています
31	PQ87	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」を超えています
32	PQ88	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 その他サービス合計単位数」を超えています
33	PQ89	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 短期入所合計単位数」を超えています
34	PQ90	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の「重度包括 共同生活援助合計単位数」を超えています
35	PQ92	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」を超えています
36	PQ93	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」を超えています
37	PQ94	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」を超えています
38	PQ95	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数を超えています
39	PQ97	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」を超えています
40	PQ98	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」を超えています

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
41	PQ99	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」を超えています
42	PR01	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」を超えています
43	PR02	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」を超えています
44	PR03	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(視覚)の「回数」の合計が実績記録票の自立訓練の訪問型(視覚)の算定回数の合計を超えています
45	PR04	★支給量:請求明細書の短期滞在加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「短期滞在加算(回)」を超えています
46	PR05	★支給量:請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数を超えています
47	PR06	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数を超えています
48	PR07	★支給量:請求明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」を超えています
49	PR08	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数を超えています
50	PR09	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数を超えています
51	PR10	★支給量:請求明細書の緊急時支援Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅰの算定回数の合計を超えています
52	PR11	★支給量:請求明細書の緊急時支援Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援Ⅱの算定回数の合計を超えています
53	PR13	★支給量:請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」を超えています
54	PR14	★支給量:請求明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」を超えています
55	PR15	★支給量:請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数を超えています
56	PR16	★支給量:請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数を超えています
57	PW55	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ食費の単価が未設定の場合、「各小計 食事(円)」は設定できません
58	PW58	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」かつ光熱水費の単価が未設定の場合、「各小計 光熱水費(円)」は設定できません
59	PW59	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値を超えています
60	PW61	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(回)」が未設定の場合、実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」は設定できません

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

警告からエラー(返戻)への移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
18	PC20	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません
19	PC21	★受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
20	PC22	★受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
21	PJ24	★資格:受給者台帳に有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または食事提供加算に係る受給者の認定内容に該当する請求ではありません
22	PJ58	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
23	PJ59	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
24	PK02	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬の請求が必要です
25	PK16	★受付:障害児施設台帳の「共生型サービス対象区分」が「該当」のため、算定できません
26	PK23	★受付:障害児施設台帳の「共生型サービス・共生型サービス体制強化加算区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」以外のため、関係機関連携加算Ⅰは算定できません
27	PK25	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
28	PK26	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
29	PK27	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません

※ エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

警告からエラー(返戻)への移行について

○ また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び第三段階でのエラー移行に向け、令和2年5月審査(令和2年4月サービス提供分)より新たに追加予定のエラーコードである。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EQ17	★受付:看護職員加配加算(重症心身障害児を除く)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
2	EQ19	★受付:共生型サービス体制強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EQ20	★受付:強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EQ25	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EQ26	★受付:サービス管理責任者配置等加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EQ27	★受付:医療的ケア対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EQ28	★受付:重度障害児・障害者対応支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EQ29	★受付:定員超過特例加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EQ30	★受付:夜勤職員加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EQ31	★受付:精神障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EQ32	★受付:強度行動障害者地域移行特別加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EQ33	★受付:社会生活支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EQ34	★受付:個別計画訓練支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EQ35	★受付:通動訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EQ36	★受付:在宅時生活支援サービス加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EQ37	★受付:賃金向上達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EQ38	★受付:特別地域加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EQ39	★受付:同行支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EQ40	★受付:企業連携等調整特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています